

平成 31 年度糸満市地域公共交通会議

第 1 回会議（書面表決）説明事項

1 協議事項

糸満市地域公共交通会議設置要綱（改正案）の承認について

2 協議の理由

平成 31 年度以降、糸満市地域公共交通会議（以下「会議」とする。）では、平成 30 年度第 2 回会議でご説明した通り、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「活性化法」とする。）に基づき、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行う予定である。そのため、「糸満市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」とする。）」が活性化法に規定する協議会の要件を満たすものとなるよう、その他必要箇所も併せて改正する。

3 改正概要

- ・ 第 1 条 活性化法に基づくものであることを明確化。
- ・ 第 2 条第 1 号 活性化法の考え方を記載。
- ・ 第 2 条第 2 号 活性化法に基づくものであることを明確化。
- ・ 第 5 条第 4 項 委任の手続きを明確化。
- ・ 第 5 条第 5 項、6 項 . . . 第 4 項により権限が委任されている為、当然出席者に含まれるので、省略。
- ・ 第 5 条第 7 項 特別な事情により、議決に加わることができない委員の権限を尊重するため整備。
- ・ 第 5 条第 8 項 緊急を要する時などに、書面表決が実施できるよう整備。

4 書面表決理由

・ 平成 30 年度第 2 回会議にて、地域公共交通網形成計画を策定するための協議会を設置することを説明し了承済みである。また、本計画の策定には国庫補助の活用を予定しており、その要件を満たすには、4 月初旬に会議を設立し要綱を承認する必要があるが、年度初めの過密な日程で委員の招集を行うことは困難である為、要綱（改正案）第 5 条第 8 項に基づき書面表決とする。

5 要綱の施行期日

平成 31 年 4 月 5 日

※書面表決、市の告示により要綱及び第 1 回会議は有効となる。